

歯科材料9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用ダイヤモンド研削材 70902000

ポーセレンマスター D

【形状・構造及び原理等】

[形状]

平頭円すい形

[構造]

本材は作業部及び軸部で構成される。

- 1) 作業部: ダイヤモンド粒子をメッキで固定したもの
- 2) 軸部: ステンレス鋼(軸部形式2: HP用)

[仕様]

寸法: 下表のとおり

(単位: mm)

形態	全長	作業部	
		最大径	長さ
1YN	44.0	1.0	10.0

【使用目的又は効果】

ダイヤモンドを用いる軸付(軸部形式2)の歯科技工用研削材であり、主に陶材の研削に使用する。

【使用方法等】

- 1) 本材を歯科技工用エンジン等に装着し、回転させます。
- 2) 被研削体に押し当て、研削を行います。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- 1) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入して半チャックでないことを確認すること。
- 2) 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- 3) 作業部が細く、折れたり曲がりやすいため、取り扱いには注意すること。また、無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。

【使用上の注意】

[重要な基本的注意]

- 1) 指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。

最高許容回転速度
5,000min ⁻¹

- 2) 変形、損傷(錆、表面キズ、曲がり、汚損)等のあるものは使用しないこと。
- 3) 本材を使用して研削する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 4) 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 株式会社 松風
住所 〒605-0983
京都市東山区福稲上高松町11
電話番号 075-561-1112